

農業委員会からのお知らせ

かけがえのない農地を守り、生かしましょう！

養父市農業委員会は、「遊休農地の解消と有効利用の促進」を重点課題として8月31日、農地パトロールを実施しました。

農地パトロールは、無断転用や遊休農地を調査し、是正指導を行うとともに、制度の周知徹底を図るために県下一斉に農業委員会が行うものです。



農地パトロールを実施（8月31日）

なくそう農地の無断転用
自分の農地でも、転用には許可が必要です！

たとえ自分の土地でも、農地を宅地等にするためには、県知事等の許可が必要です。全ての農地が転用の対象となります。また、一時的な農地以外の利用でも許可が必要です。

◎農地転用とは

農地を農地でなくすること。農地を住宅敷地、工場敷地、道路、資材置場、駐車場、山林等の用途に転換すること。

◎一時転用とは

農地を一時的に仮資材置場や仮宿舍などとして利用したり、農地改良のために一時的に農地として利用できなくすること。
◎許可を受けずに転用したり、許可通りに転用しなかったら

許可を得ないで無断で農地を転用したり、許可通り転用しないと工事中止や現状回復等の命令が出される場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農地転用についての手続き等詳しいことは、農業委員会事務局または地区担当農業委員にご相談ください。

▼農地転用に関するお問い合わせ／養父市農業委員会（☎664-1450）、八鹿振興課産業係、又は各地域局産業建設課産業係



農業委員会農地審議会

許可を受けずに転用したり、許可通りに転用しないと……

■ 工事の中止・現状回復命令（農地法第83条の2）

■ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金（農地法第92条）